

平成31年度「市・県民税」

# 申告相談

申告日程(北秋田市)  
**2月5日**～**3月15日**

◎申告に関するご相談、お問い合わせ  
税務課市税係 ☎62・1116

「平成31年度市・県民税申告」は、平成30年中の収入や控除について申告していただくものです。

地区ごとに申告日が指定されていますので、日程表を確認のうえ、指定の会場で申告してください。

なお、申告をしなければならぬ方が未申告の場合、各種届出や申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、介護保険料の算定や国民年金・福祉・保育等の各種判定において不利益が生じる場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。



## 税務課からのお知らせ

申告会場は大変混み合います。申告相談を円滑に行うため、次のことに協力ください。

▼市で受付できない申告があります

「青色申告」、「消費税」、「相続税」「贈与税」、「平成29年以前の所得税の確定申告」については、直接税務署に申告してください。

▼あらかじめ書類の分類及び集計を

【営業・農業・不動産収入のある方】  
収支内訳書を作成していただくか、あらかじめ収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。

【医療費控除の申告を行う方】

支払先の医療機関ごとに領収書を分類し、集計してください。

※集計をされていない方は、ご自分で集計後に相談となりますので順番が遅くなる場合があります。

▼申告前に書類の確認を

添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、12ページの「申告前に書類の確認を！」を参考に事前の確認をお願いします。

▼申告相談期間中のお問い合わせ

申告相談期間中は、担当職員が申告会場に向くため、電話でのお問い合わせに即答できない場合がありますので、ご了承ください。

## マイナンバーの確認書類が必要です

申告の際は、マイナンバー(個人番号)の番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

◎番号確認書類※いずれか1つ

マイナンバーカード/通知カード/住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)など

◎身元確認書類※いずれか1つ

運転免許証/公的医療保険の被保険者証/パスポート/障害者手帳/在留カードなど

※マイナンバーカードを提示される場合は、身元確認書類は必要ありません。

## 申告しなければならぬ方

平成31年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方

① 営業、農業、その他の事業や不動産を営んでいる方

② 小作料、配当、譲渡、一時所得などがあつた方

③ 給与所得者で次に該当する方

▽2か所以上の事業所から給与を受けた方で年末調整を行っていない方や年度途中で退職した方

▽医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除などを受ける方

※初めて住宅ローン控除を受ける方で、

市では受付できない内容の場合は大館税務署へご案内する場合があります。

④ 公的年金受給者で次に該当する方

▽生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、扶養控除などを受けようとする方

## 申告する必要のない方

① 税務署に所得税の確定申告書を提出される方

② 給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整を済ませている方

③ 市内に居住している親族の扶養親族となっている方

④ 公的年金等以外の収入が無い方で、各種所得控除の適用を受けない方

取用等による譲渡所得がある方で特別控除の適用により譲渡所得が生じない場合でも、国民健康保険等の軽減判定や扶養控除の可否判定は特別控除前の合計所得金額で行いますので、申告が必要となります。

また、平成30年中に所得が無かつた方や障害年金、遺族年金などの非課税所得のみの方でも、国民健康保険等の軽減判定や所得証明書などの税に関する証明書の交付を受けるためには申告が必要です。

○詳しくは12ページのチェックシートをご覧ください。



## 配偶者控除・配偶者特別控除の取扱いが変更になります

配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額が900万円を超える場合、所得に応じて段階的に控除額が低くなり、1000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。配偶者特別控除について、対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に拡大されました。控除額については下記の一覧表をご確認ください。

## 市役所等で発行している申告に必要な書類

### ◎社会保険料の納付額確認書

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振替されている方で、平成30年中の保険料納付額確認書が必要な方には、本庁及び各総合窓口センターで無料交付しています。

※交付申請には本人確認資料が必要です。

### ◎障害者控除対象者認定書

平成30年中に新たに寝たきり等の状態になり、かつ障害者手帳等の交付を受けていない方を障害者控除に適用する場合は、医師の診断による証明書等又は福祉課地域障がい福祉

## 事業主のみなさまへ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに「給与支払報告書」を、支払を受けた方の居住市町村に提出しなければなりません。

申告相談を円滑に行うため、早めの提出をお願いします。

## 大館税務署からのお知らせ

◎所得税の確定申告をされる方へ

申告相談期間(土日を除く)  
2月18日(月)～3月15日(金)  
《相談受付時間》9時～16時  
(開設時間 9時～17時)

### ◎農業所得収支計算説明会

農業所得の申告をされる方を対象に説明会を実施します。

【北秋田市会場】

日時 1月18日(金)

13時30分～15時30分

場所 北秋田市交流センター

お問い合わせ

大館税務署(大館市赤館町2-16)  
☎0186-42-0671



＜配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表＞

	納税義務者の合計所得金額			【参考】			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下				
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	配偶者の収入が、 給与収入のみの場 合の給与収入額	103万円以下	158万円以下 108万円以下
	老人控除対象配偶者	38万円 48万円	26万円 32万円	13万円 16万円			
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	配偶者の収入が、 年金収入のみの場 合の年金収入額(上段:昭和29年 1月1日以前に生まれた人、下段: 昭和29年1月2日以降に生まれ た人)	103万円超	158万円超 205万円以下
	85万円超 90万円以下	33万円 36万円	22万円 24万円	11万円 12万円		150万円超	108万円超 163万3,334円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円		155万円超	205万円超 210万円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		155万円超	163万3,334円超 170万1円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		160万円超	210万円超 215万円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		160万円超	170万1円超 176万6,667円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		166万8千円未満	215万円超 220万円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		166万8千円以上 175万2千円未満	176万6,667円超 183万3,334円以下
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	175万2千円以上 183万2千円未満	220万円超 225万円以下		
				183万2千円以上 190万4千円未満	183万3,334円超 190万1円以下	225万円超 230万円以上	190万1円超 196万6,667円以下
				190万4千円以上 197万2千円未満	230万円超 235万円以下	196万6,667円超 203万3,334円以下	230万円超 235万円以下
				197万2千円以上 201万6千円未満	235万円超 240万円以下	203万3,334円超 210万1円以下	240万円超 243万円以下
					240万円超 243万円以下	210万1円超 214万1円以下	210万1円超 214万1円以下